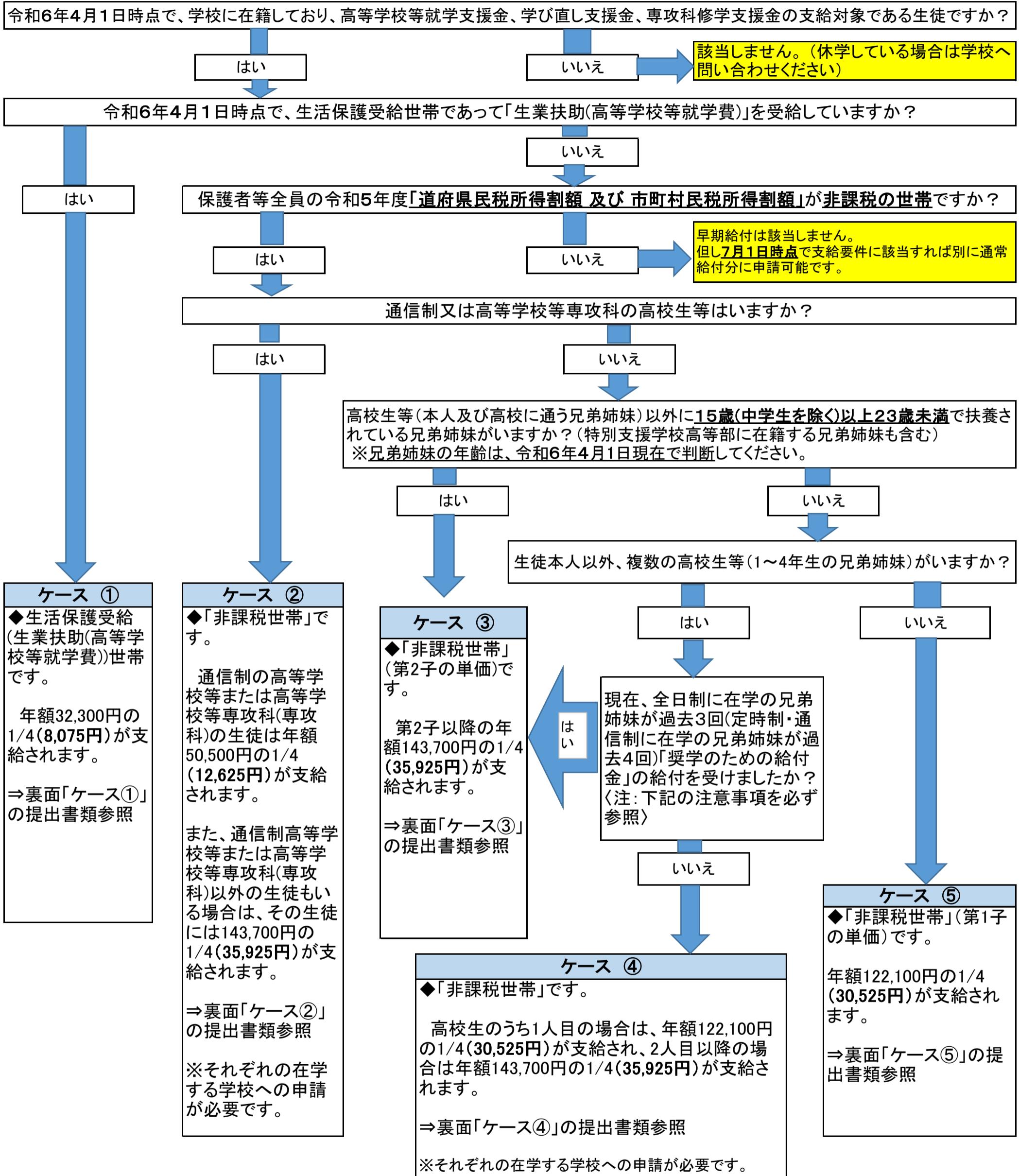


「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（早期給付）



<注意事項>

- 給付金は、一人につき年1回、全日制で通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回、高等学校等専攻科が2回)が給付上限回数です。
- 上限に達した兄弟姉妹は対象外となりますですが、高校生等(本人)は、第2子以降での受給ができます。(ケース③該当)
- また、学び直し支援金(過去に退学歴のある生徒が対象の制度)の受給対象となる者はこの回数に加えて最大で2回

○提出書類について（早期給付）

表面のケースに応じて、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。

「令和5年度(非)課税証明書」は、保護者等全員分が必要であり、たとえ控除対象配偶者でも省略できません。

(奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。)

ケース①(提出書類) : 生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助の高等学校等就学費）を受給していることが確認できる書類（生業扶助受給証明書など）

ケース② (提出書類) : 生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）

【生徒に兄弟姉妹がいる場合は、上記書類のほか次の書類が必要です】

- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。

ケース③ (提出書類) : 非課税世帯（第2子以降単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。

ケース④ (提出書類) : 対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」

【生徒に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、上記書類のほか次の書類が必要です】

- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。
※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。

ケース⑤ (提出書類) : 非課税世帯（第1子単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」

○注意事項

早期給付の申請は、(非)課税証明書等のみとなります。(個人番号(マイナンバー)での申請は不可)